

静岡県告示第292号

会計年度任用職員の給与等に関する条例第9条第3項に規定する報酬の基本額等（令和2年静岡県告示第268号）の一部を次のとおり改正したので、告示する。

令和7年4月8日

静岡県知事 鈴木康友

改正前		改正後	
別表第1 (略)		別表第1 (略)	
職員の区分	報酬の基本額 (時間額)	職員の区分	報酬の基本額 (時間額)
(略)		(略)	
くらし交通安全課において、犯罪被害者等支援コーディネーターの業務に従事する職員	(略)	くらし交通安全課において、犯罪被害者等支援コーディネーターの業務に従事する職員	(略)
		<u>こども未来課において、幼児教育支援員の業務に従事する職員</u>	高等学校等教育職給料表2級25号給の給料月額及び地域手当の合計額を162.75で除して得た額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額）
私学振興課において、私立学校教育相談員の業務に従事する職員	(略)	私学振興課において、私立学校教育相談員の業務に従事する職員	(略)
(略)		(略)	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。